

ボイラの内部検査に対する代替検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編
高速船規則

改正事項

ボイラの内部検査に対する代替検査に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 Z18(Rev.5)においては、ボイラ検査における内部の目視検査等に関する要件を規定しており、本会は既に同要件を規則に取入れている。

本規定に関し、実際のボイラ検査においては、ボイラのサイズが小さかったり、内部空間が狭い等の理由により、当該統一規則にて要求される内部検査における目視検査を実施出来ない場合があることから、実情に合わせるべく、IACS は当該統一規則の見直しを行っていた。

その結果、ボイラ検査において、ボイラの内部空間が制限されており、検査員が内部の目視検査を実施出来ない場合においては、当該検査を水圧試験又はその他の確認方法とすることができるよう改正を行い、2016 年 8 月に統一規則 Z18(Rev.6)として採択した。

このため、IACS 統一規則 Z18(Rev.6)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

ボイラ検査において、ボイラの内部空間の制限により目視検査が実施できない場合、当該検査を本会が適当と認める水圧試験又はその他の確認方法とすることができるよう規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B7.1
高速船規則 2 編 3.7.3